

掲 載 内 容

第1章 総 論

- 1 法人運営についての指定基準
- 2 定款についての指定基準
- 3 特定社会福祉法人における内部管理体制の整備
- 4 評議員・評議員会
- 5 評議員会の招集・運営
- 6 理事・理事長
- 7 理事会の招集・運営
- 8 会計監査人
- 9 監 事
- 10 公益事業
- 11 収益事業
- 12 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬
- 13 役員報酬等支給基準
- 14 資産管理
- 15 人事管理
- 16 地域における公益的な取り組み
- 17 社会福祉充実計画
- 18 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組と第三者委員
- 19 予 算
- 20 決 算

第2章 理事会議事録

第1 法人運営に関する事項

- 1 評議員会の日時・場所（議題・議案）を決定する場合
- 2 従たる事務所を設置する場合
- 3 従たる事務所を廃止する場合
- 4 重要な組織を設置（変更）する場合
- 5 重要な組織を廃止する場合
- 6 内部管理体制を決定する場合
- 7 公益事業の運営に関する決定をする場合
- 8 収益事業の運営に関する決定をする場合
- 9 競業取引を承認する場合
- 10 利益相反取引を承認する場合

第2 役員等に関する事項

- 11 理事長・執行理事の変更（選定・解職）をする場合
- 12 理事の候補者を選定する場合
- 13 理事に権限を委任する場合
- 14 施設長等の「重要な役割を担う職員」の変更（選任・解任）をする場合

- 15 監事の候補者を選定する場合
- 16 会計監査人の候補者を選定する場合
- 17 会計監査人の報酬額を決定する場合

第3 財務・計画・報告に関する事項

- 18 借入金の決議をする場合
- 19 予算（案）の決議をする場合
- 20 事業報告の承認をする場合
- 21 監査報告を受ける場合
- 22 基本財産の処分等に関する決定をする場合
- 23 基本財産以外の資産の管理運営についての基準や手続を決定する場合
- 24 計算書類の報告を承認する場合

第4 その他

- 25 役員・会計監査人の損害賠償責任の一部を免除する場合
- 26 理事に委任できない業務執行を決定する場合
- 27 第三者委員の選考をする場合
- 28 社会福祉充実計画を策定する場合

第3章 評議員会議事録

第1 法人運営に関する事項

- 29 定款変更の決議をする場合
- 30 社会福祉充実計画を承認する場合

第2 役員等に関する事項

- 31 理事の変更（選任・解任）をする場合
- 32 監事の変更（選任・解任）をする場合
- 33 会計監査人の変更（選任・解任）をする場合
- 34 役員報酬等支給基準を承認する場合

第3 財務に関する事項

- 35 計算書類及び財産目録の承認をする場合
- 36 基本財産の処分等を決定する場合
- 37 予算の承認をする場合

第4 その他

- 38 役員等の損害賠償責任を免除する場合
- 39 役員等の損害賠償責任の一部を免除する場合
- 40 第三者委員の選任について諮問する場合
- 41 地域における公益的な取組を行う場合

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

社会福祉法人 議事録モデル文例集

作成・指導監査対応のポイント

共 編 福岡 新司（一般社団法人SOWET理事長）

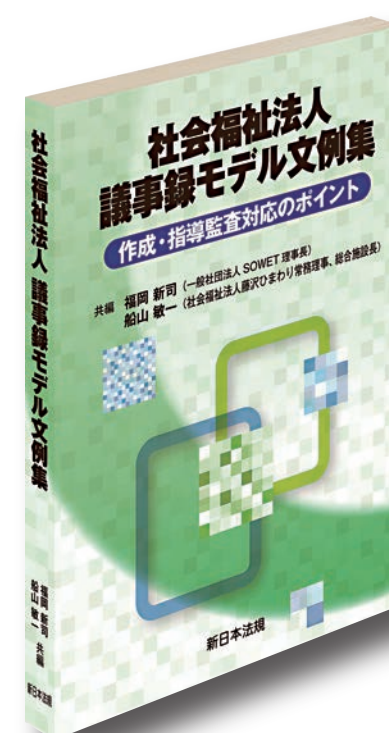
船山 敏一（社会福祉法人藤沢ひまわり常務理事、総合施設長）

円滑な法人運営のために！

◆理事会及び評議員会の様々な議案を取り上げ、決議のチェック事項と議事録のモデル文例を掲載

◆指導監査で求められる「適正な法人運営」の根拠資料となる議事録を作成・確認する際の要点を整理

◆社会福祉法人のみならず、法人を支援する税理士・司法書士等の専門家や自治体関係者も活用できる一冊



A5判・総頁212頁

定価3,520円（本体3,200円）送料410円

ISBN978-4-7882-9594-0

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価3,190円（本体2,900円）

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

WEBサイトはこちら



0120-089-339（通話料無料）

受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

会員登録
は
お済みですか？

01
会員限定の
法令情報が読める

02
会員限定のサービスが
受けられる

03
ポイント・クーポンが
利用できる



1 法人運営についての指定基準

（１） 法人運営に関する基本的な枠組み

社会福祉法人の業務執行は、以下の根拠に基づいて行われます。

- ① 社会福祉法関係法令
- ② 関係通知
- ③ 定款
- ④ 法人で定めた内部規程等

これらを踏まえ、理事会の決定を経て、理事長などが業務を遂行します。

（２） 法令で定められた牽制機能

法人内部における業務執行の牽制機能として、以下の仕組みが法令で定められています。

- ① 理事会：理事長等の監督、選定・解職
- ② 評議員会：定款変更、計算書類の承認、理事の選任・解任
- ③ 監事：理事の職務に関する監査
- ④ 会計監査人：会計に関する監査

（３） 指導監査における確認内容

指導監査では、これらの牽制機能が適切に機能しているかを確認します。

主に社会福祉法人の「指導監査ガイドライン」（平29・4・27雇児発0427第7・社援発0427第1・老発0427第1別添の別紙）（以下「ガイドライン」と

モデル文例

第○号議案 ○○施設長の退任の件

第○号議案 新施設長の選任の件

議 長：それでは、第○号議案 ○○施設長の退任について、事務局より説明をお願いします。

事務局：○○施設長より、一身上の都合により今年度3月末をもって施設長を退任したい旨の申出がありました。つきましては、○○施設長の退任を受理することについて、ご審議をお願いいたします。

議 長：ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

理 事：○○施設長の永年のご尽力に感謝いたします。退任の申出を受理することによいと思います。

議 長：他にご意見はございますか。ないようですので、採決に移ります。施設長におかれましては、退任後も副施設長として職員とし、施設の運営に携わってご尽力いただけるとお聞きしております。第○号議案 ○○施設長の退任について、原案どおり受理することにご異議ございませんか。

（一同異議なし）

議 長：ご異議なしと認めます。第○号議案は原案どおり承認され、○○施設長の退任を受理することに決定いたしました。

続きまして、第○号議案 新施設長の選任について、事務局より説明をお願いします。

を速やかに行う予定です。つきましては、○○○○氏を新施設長として選任することについて、ご審議をお願いいたします。

議 長：ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

（議 論）

議 長：他にご意見はございませんか。それでは採決を取ります。第○号議案 新施設長の選任について、○○○○氏を新施設長に選任することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議 長：全員賛成と認めます。よって、第○号議案は原案どおり承認され、○○○○氏を新施設長に選任することに決定いたしました。

＜ポイント＞

- ① 社会福祉法45条の13第4項により、施設長のような重要な役職に就く職員の選任は理事会の専決事項とされており、理事長が他の理事や職員に委任することはできません。理事会での正式な議決を経て行う必要があります。
- ② 施設長変更は、登記変更とは異なりますが、法人運営上の重要事項であり、届出を怠ると自治体等の管轄諸官庁の監査時に指摘を受ける可能性があります。選任・解任の決議後は、遅滞なく所轄庁への届出を行うことが重要です。
- ③ 施設長の条件として、経験年数、保有資格、地域福祉に対する理解など、実務に即した基準を基に確認し、議事録にも略歴や経歴の記録を残すことで、外部からの評価にも耐える客観性を確保できます。

30 社会福祉充実計画を承認する場合

- （１） 社会福祉充実計画の承認申請のために必要な評議員会の手続
社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定、あるいは変更、終了する場合、所轄庁への承認申請（前掲28参照）が必要となります（法55の2）。また、その手続に先立って、①理事会での社会福祉充実計画案の承認に係る評議員会の招集と上程議案に関する決議、②評議員会での決議（欠席者を含めた評議員のうち、過半数以上の賛成）、承認が必要です（法55の2⑦・55の3①③・55の4）。

- （２） 社会福祉充実計画の承認申請の手続と評議員会議事録
評議員会に係る議事録の作成では、決議に係る評議員の定足数を充足していることを明記します。あわせて、社会福祉充実計画の制度的

第3 財務に関する事項

35 計算書類及び財産目録の承認をする場合

計算書類及び財産目録の承認は理事会と評議員会で行います（法45の28③・45の30②）。これは、決算時の計算書類及び財産目録の承認が、社会福祉法人の業務執行の重要な決定に当たるためです（法45の13②一）。議事録では、透明性の確保のため、質疑応答や議決の過程が正確に記録されているかを確認することが大切です。また、監事による監査報告は重要な役割を果たします。

監事は、法人の財務状況や業務執行が適切に行われているかを監査し、その結果を理事会に報告するため、計算書類の監査をします（法45の18・28）。理事会で承認された計算書類は評議員会に提出され、評議員会でも承認を得る必要があります（法45の28・30）。

【CHECK】

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① | 計算書類は監事の監査を受けているか |
| ② | 重要なポイントについてのやり取りは記録されているか |
| ③ | 計算書類及び財産目録は理事会と評議員会の両方の承認があるか |

モデル文例

第○号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認の件

議 長：それでは第○号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認について説明をしてください。

事務局：監事報告をA監事よりいただきます。よろしく申し上げます。